

今月のテーマ

廃棄物の資源化、リサイクルの動き

今年 10 月から 11 月にかけて廃棄物の資源化、リサイクルに関する数件のご相談がありました。廃棄物に関連する周辺の動向ではあります。次に紹介します。

御社事業に少しでも参考になれば幸いです。

- (1) 紙に石灰を混合した新しい紙製品製造の施設建設に関するコンサル
- (2) 使用済み廃バッテリーの輸出手続きに関する相談、コンサル
- (3) 廃プラスチック類の再生、資源化事業に関する相談、コンサル
- (4) 使用済み電子機器類の再生、販売業の産廃許可に関するコンサル

記

(1) 古紙に石灰を混合する新しい紙製品製造の施設建設と業許可申請の相談

国内では古紙の需要は前年度比で落ちております。中国への輸出も減少化する中で、新しい紙製品素材が開発されました。

すなわち、従来の古紙に石灰（50%以上）と少量のプラスチックを混合した新製品です。紙製品製造に比べて水の使用量が激減すること。耐水性、耐久性があり、従来の紙製品と同様に使用可能。

一年以内に製造工場を建設する計画です。

我が国のNEDOによる省エネルギー技術革新プログラムにも採択されている。

(2) 使用済みの鉛バッテリーの輸出手続きに関するコンサル、相談

バーゼル条約の発効（2021.1.1）により、従来は韓国に輸出して鉛回収資源化を図っていた会社からの相談。韓国での環境上の規制が厳しくなり、それへの対応とバッテリーの適正処理に関する相談があった。韓国の環境法令も厳しくなったが、それをクリアすれ

ば従来通りのバッテリーの資源化のための受入処理が可能とのこと。日本における厳しい有害産廃の処理方法を韓国の受け入れ業者に導入してもらうことにより鉛バッテリーの資源化リサイクル処理ルートを確認できる。日本の有害産廃処理の考え方・基準をアドバイスした。

(3) 廃プラスチック類の再生・資源化事業に関する相談、コンサル

中央環境審議会のワーキンググループにおいて「今後の廃プラスチック資源循環施策の在り方」を2020.11に提言している。

我が事務所においても、廃プラスチック類の資源化にかかる相談を受けた。

ある事業者から物流の発送時に製品のラッピング用に使用したビニールシートを回収し資源化する仕組みが処理業者に提案された。

内容は単一の素材（プラスチック）を加工してチップ化・原材料とすることによりコストの削減と資源化に取り組むとのこと。

廃棄物処理ではなく原材料の製造加工となる。今後の廃棄物事業の転換になる可能性があると思う。

(4) 使用済み電子機器類の再生、販売業の産廃許可に関するコンサル

電子機器類はその機能が多岐にわたる。その技術革新の進歩が速い。その結果として、不用となる電子機器類も大量に発生する。

なお不用であっても廃棄物として処理する前の使用可能品も大量に発生している。

これらの製品のRE-USE市場が活発に活動している。専門業者から産廃業の許可取得の相談があった際に、資源循環利用促進法の趣旨から廃棄物ではなく、許可取得は、不要と助言した。

